



八 監 第 1 8 6 号

令 和 3 年 7 月 2 7 日

八千代市監査委員 江 頭 博 彦

八千代市監査委員 大 谷 益 世

八千代市監査委員 嵐 芳 隆

令和元年度監査（都市整備部）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置の公表について

令和2年7月28日付け八監第160号により提出した令和元年度監査（都市整備部）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第199条第14項の規定により八千代市長から通知がありましたので、当該通知に係る事項について次のとおり公表します。

対象機関	区 分	所見及び措置内容
土木管理課	指摘事項	<p>1 占用料の徴収事務について</p> <p>【所見】</p> <p>八千代市財務規則（平成 8 年八千代市規則第 15 号）第 43 条では、歳入徴収者は、調定した歳入について納期限を過ぎても納入に至らないものがあるときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 3 又は同法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 171 条の規定により、納期限後 20 日以内に督促状により督促しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、「道路占用料」「法定外道路及び水路等占用料」の徴収事務において、納期限が過ぎても納入に至らなかったものが複数あるにもかかわらず、督促状による督促がされていなかった。</p> <p>また、前年度監査においても同様の事例が認められていたことから、今後は、適切な徴収事務を行われたい。</p> <p>【措置内容】</p> <p>納期限が過ぎても納入に至っていない「道路占用料」及び「法定外道路及び水路等占用料」につきましては、督促状の送付による督促を行うようにいたしました。</p> <p>今後、適切な徴収事務に努めます。</p>
土木建設課	要望事項	<p>1 水生植物園のあり方について</p> <p>桑納川水辺空間整備事業として整備された水生植物園については、水生植物管理業務委託など年間約 200 万円の維持費用が発生している。水生植物園に対しては、平成 24 年度定期監査結果において、自然環境を生かし観光推進部門等と連携するなど、その活用について検討されたい旨を要望事項としたところ、市の観光資源として活用することを観光推進室と連携し検討するとの回答を受けている。</p> <p>しかしながら、市の観光資源として活用する具体的な取組がなされていない状況にあることから、水生植物園の事業効果を改めて検証した上で、維持管理方法も含め今後のあり方について検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">（平成 30 年度監査 要望事項）</p> <p>上記の平成 30 年度監査における要望事項を踏まえ、引き続き今後のあり方について検討されたい。</p> <p>【措置内容】</p> <p>水生植物園については、その事業効果を改めて検証した結果、事業効果が低かったこと、また、ボランティア団体による維持管理も難しい状況であることから、従前の維持管理方法での事業継続は適切ではないと考えられます。</p> <p>一方で、平成 29 年 3 月に策定された「印旛沼流域かわまちづくり計画」に基づき、新川とその周辺の活性化が推進されていることから、将来、桑納川のあり方が見直された場合は、水生植物園を再開する可能性が考えられます。</p> <p>以上を踏まえ、利用者に管理方法の変更について周知を図った上</p>

		で、令和3年度から水生植物園は休止とし、用地管理として草刈りのみを行っていくことといたしました。
--	--	--